京都市消防局訓令乙第10号

 各
 部

 消
 防
 学
 校

 各
 消
 防
 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第1条中「, 課長」の右に「センター長, 隊長」を加え, 「消防署副署長, 消防分署長」 を「消防分署長, 消防署副署長」に改める。

第2条第1項中「除くほか」を「除き」に改め、同条第3項中「課等」を「所属」に改める。

第7条第2項中「課長に」を「課長、センター長又は隊長に」に改め、同項中「, 隊長」 を削る。

別表第1課長(予防課長,指導課長及び違反対策課長を除く。)の項中「課長(予防課長,指導課長及び違反対策課長を除く。)」を「課長」に改め、同項中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 所属職員の日直及び宿直に関すること。

別表第1予防課長、指導課長及び違反対策課長の項を削る。

別表第1担当課長の項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び 第2号として次の2号を加える。

- (1) 補佐職員の2日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第1消防署長の項第2号,第4号及び第5号中「消防司令長以上の」を削る。

別表第1消防署副署長の項第1号中「第3号及び第4号において同じ」を削り、同項第3号中「所属職員」の右に「(消防司令長以上の者及び消防分署所属職員を除く。)」を加え、同項中第4号を削り、同項第5号中「日直」を「所属職員の日直」に改め、同号を第4号とする。

別表第1消防署総務課長の項第1号中「所属職員」を「補佐職員」に改め、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第1消防署予防課長の項第1号中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同項中第1 1号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1 号を加える。

(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第1消防署警防課長及び消防分署警防課長の項を次のように改める。

- (1) 補佐職員(消防署警防課担当課長及び消防分署警防課担当課長の補佐職員を除く。)の2日以内の休暇,欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
- (3) 軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。
- (4) 証明に関すること。
- (5) 自主防災会その他の地域の団体に対する指導の計画及び実施に関すること。

消防署警 防課長及 び消防分 署警防課 長

- 防課長及 (6) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に係び消防分 る安全対策に関すること。
 - (7) 地域における防火及び防災の安全対策に関すること。
 - (8) 自主防災組織用器材の点検整備に関すること。
 - (9) 警防訓練の計画及び実施に関すること。
 - 10 消防警備等の計画及び実施に関すること。
 - (11) 非常召集計画に関すること。

別表第1消防署警防課担当課長及び消防分署警防課担当課長の項中第9号を第10号と し、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第2総務部長の項第1号中「(予防部長を除く。次号において同じ。)並びに予防課長,指導課長及び違反対策課長」を削り、同表予防部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の4号を加える。

- (9) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (10) 鑑識に関すること。
- (11) 危険物等の試験に関すること。
- (12) 火薬類取締法による許可に関すること。

別表第2安全救急部長の項を削り、同表警防部長の項第2号中「(救急訓練を除く。)」を

削り、同項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防通信施設の配置に関すること。

別表第2警防部長の項第7号中「及び救助隊」を「,救助隊及び救急隊」に改め、同項 に次の2号を加える。

- (10) 患者等搬送事業者の認定に関すること。
- (11) 高度救急研修センターの運用に関すること。

別表第2消防学校長の項第5号中「及び発行」を削り、同項中第8号及び第9号を削り、 第10号を第8号とする。

別表第2庶務課長の項中「庶務課長」を「総務課長」に改め、同項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号及び第12号を削り、第13号を第7号とし、第14号から第16号までを6号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。

別表第2総務課長の項中第17号を削り,第18号を第12号とし,同項の次に次の1項を加える。

- (1) 消防団員等の公務災害等に係る補償費の支出決定に関すること。
- (2) 消防団員の退職報償金の支出決定に関すること。
- (3) 消防団員の報酬及び手当の支出決定に関すること。

消防団課 長

- (4) 消防団員の旅費の支出決定に関すること。
- (5) 消防団員証の交付に関すること。
- (6) 消防団員の被服その他の給貸与に関すること。
- (7) 消防団装備の更新に関すること。

別表第2施設課長の項を削り、同表人事課長の項第2号中「育児休業の許可及び介護休暇」を「育児休業等、介護休暇及び介護時間」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- (1) 水道の給水装置の新設等に係る加入金及び負担金,ガスの供給設備の新設等に係る負担金並びに電話の設置に係る工事負担金等の支出決定に関すること。
- (2) ガス及び電気の需給契約(電気事業法に規定する特定規模電気事業に係

る電気の供給を受ける契約で、本市が電気を供給することを伴わないもの を除く。) に関すること。

- (3) 自動車損害賠償責任保険の契約及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。
- (4) 市有財産に係る保険契約に基づく保険料の支出決定に関すること。
- (5) 自動車重量税(道路運送車両法第8条第1項の規定による新規登録に係る自動車検査証の交付の際に納付するものに限る。)の支出決定に関すること。
- (6) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、1件500,00円以下の契約及び財政部長が別に定める随意契約に限る。
- (7) 被服及び自動車燃料の購入決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関することに関すること。

施設課長

- (8) 1件3,000,000円以下の工事施行決定及び工事請負契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、財政部長が別に定める随意契約に限る。
- (9) 工事の着手及び一時中止命令に関すること。
- (10) 1件1,000,000円以下の建物,設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (11) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、 電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。
- (12) 待機宿舎に係る入退舎に関すること。
- (13) 被服その他の給貸与(消防団課長の項第6号に係るものを除く。)に関すること。
- 14) 所管施設に係るテレビジョン電波受信障害防除協定に関すること。
- (15) テレビジョン電波受信障害防除施設の貸付けに関すること。
- (16) 庁中取締りに関すること。

別表第2予防課長の項中第3号を削り、同項に次の2号を加える。

(3) 火災統計に関すること。

(4) 軽易な鑑識に関すること。

別表第2指導課長の項第2号中「火薬の消費及び」を削り、同項に次の2号を加える。

- (6) 火薬類取締法による許可のうち、譲渡、譲受、消費及び廃棄に関すること。
- (7) 火薬類取締法による認可に関すること。

別表第2救急課長の項及び情報通信課長の項を削り、同表市民安全課長の項の次に次の 2項を加える。

警防計画課長	(1) 緊急消防援助隊の活動に係る国有財産等の無償使用手続に関すること。
	(2) 非常召集に係る局長指定職員の応召場所及び特別初動即応要員の応召経
	路等の指定に関すること。
	(3) 局警防本部編成計画に関すること。
	(4) 機動二輪車の要員の指名に関すること。
情報指令課長	(1) 消防通信施設の整備及び保全に関すること。
	(2) 災害時の応急処置に関すること。
	(3) 緊急の警防活動障害事案の応急処置に関すること。
	(4) 消防指令センターの運用に関すること。
	(5) 災害に関する気象の予報並びに警報及び注意報の伝達に関すること。

別表第2消防救助課長の項中第2号を削り,第3号を第2号とし,同表調査課長の項, 指令課長の項及び装備課長の項を削り,同表消防救助課長の項の次に次の1項を加える。

救急課長

(1) 救急統計に関すること。

(2) 救急隊員の資格管理に関すること。

別表第2研究課長の項を削り、同表教養課長の項中「教養課長」を「教育管理課長」に 改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「消防活動総合センター」を「京 都市消防活動総合センター」に改め、同号を第2号とし、同項中第4号を削り、同項の次 に次の5項を加える。

技術指導課長	(1) 応急手当指導員講習、普通救命講習その他の応急手当に係る講習に関す
	ること。
	 (2) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブに関すること。
	(1) 消防装備(消防通信施設及び航空機を除く。)の整備及び保全に関するこ

支援課長	と。
	(2) 自動車重量税 (施設課長の項第5号に係るものを除く。) の支出決定に関
	すること。
消防指令 センター 長	(1) 補佐職員の2日以内の休暇,欠勤等の承認等に関すること。
	(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
	(3) 補佐職員の日直及び宿直に関すること。
本部指揮救助隊長	(1) 補佐職員の2日以内の休暇,欠勤等の承認等に関すること。
	(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
	(3) 補佐職員の日直及び宿直に関すること。
消防航空隊長	(1) 補佐職員の2日以内の休暇,欠勤等の承認等に関すること。
	(2) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
	(3) 補佐職員の日直及び宿直に関すること。
	(4) 航空機の整備及び保全に関すること。
	(5) 京都消防ヘリポートの庁中取締りに関すること。
	(6) 京都消防ヘリポートの使用許可に関すること。

別表第2消防分署長の項中「日直」を「所属職員の日直」に改める。

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)